

令和元年度第3回 碧南市地域自立支援協議会 次 第

日時 令和2年3月17日（火）

午後1時30分から午後3時30分まで

場所 へきなん福祉センターあいくる

会議室1・2・3

1 あいさつ

2 議題

(1) 各作業部会の実績報告について

3 その他

【令和2年度の予定】

障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定を行う年度にあたるため、4～5回開催予定です。日程は5月頃までに決定し、連絡させていただきます。

○碧南市地域自立支援協議会設置規程

平成19年7月2日

公告第131号

改正 平成21年2月17日公告第21号

平成23年12月26日公告第269号

平成25年4月1日公告第34号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づいて、障害者等への支援の体制の整備を図るため、碧南市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 障害者の就労支援に関すること。
- (5) その他障害者施策の策定及び推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、市長が任命する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(作業部会)

第6条 協議会に困難事例、就労支援等について具体的な検討を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会は、協議会の委員及び委員の属する団体の担当者をもって構成する。

3 作業部会は、必要に応じて、会長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉こども部福祉課において処理する。

附 則

この規程は、平成19年7月2日から施行する。

附 則（平成21年2月17日公告第21号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日公告第269号）

この規程は、平成23年12月26日から施行し、同年10月1日から適用する。ただし、第3条、第6条、第8条及び第10条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日公告第34号抄）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

議題（１）各作業部会の実績報告について

1 事業所部会

(1) 構成メンバー

障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター及び相談支援事業所

(2) 令和元年度検討事項

ア 課題

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、地域生活支援拠点の機能の検討が必要

イ 目標

引き続き地域生活支援拠点ワーキンググループ（以下、「WG」とする。）にて、課題別に検討を実施

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア ５月１５日（水）に第１回WGを開催。緊急時等の対応ができるよう、新たな制度の確認をしたほか、各事業所の緊急連絡先の更新や連絡の流れ等について確認。

イ ７月１７日（水）に第２回WGを開催。地域生活支援拠点の評価をするため、評価シートの作成や評価のためのチェックポイントについて検討。

ウ １２月１３日（金）、１６日（月）に第３回WGを開催。より多くの事業所が参加できるように、２日に分けて実施。評価シートの集計結果より、５つの機能について今後取り組むべき点を中心に検討。また、第３回の開催をもって、地域生活支援拠点は一定の整備がされたと捉え、平成２９年度より３年度に渡るWGを閉会し、今後は継続的な評価と必要に応じて検討を行う方針。

エ 専門的人材の確保・養成に関連して「意思決定支援」に関する研修会を９月１１日（水）、１０月１６日（水）、１１月２５日（月）に開催。

(4) 来年度の取組内容、目標

ア 事業所部会にて、地域生活支援拠点の評価を継続し、対象事例に基づく対応の検証や必要に応じて機能の充実のための検討を実施。

イ 人材育成のため地域のニーズに応じた研修を企画。また、各事業所が行う研修情報を集約するなど、研修の有効活用につながる取組みも予定。

2 権利擁護部会

(1) 構成メンバー

障害当事者団体代表、民生委員、警察署、ハローワーク、保健所、特別支援学校、精神科病院、障害福祉サービス事業所、成年後見支援センター、相談支援事業所及び市（高齢介護課、健康課及びこども課）

(2) 令和元年度検討事項

ア 課題

(ア) 市民への継続的な普及啓発の検討

(イ) 事業所の虐待防止体制のレベルアップ

イ 目標

(ア) 継続して事業所訪問を実施し、事業所の虐待防止に向けた取り組み状況を確認するとともに、障害者の権利擁護に向けた取り組みの推進

(イ) 事業所部会と連携し、事業所における虐待防止チェックリストを用いた点検の実施や、職員向け研修の開催等の実施

(ウ) 成年後見支援センター等と連携し、成年後見制度の周知や障害者の権利擁護に関する周知活動の実施

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア 5月22日（水）に部会を開催。平成30年度の虐待件数、碧南市における障害者差別解消法対応状況について、虐待防止チェックリストに基づく訪問結果、成年後見センターの活動状況を報告。今後も継続して虐待防止の取組みを行い、成年後見支援センターと連携していくことを確認。

12月に虐待防止チェックリストを市内福祉サービス事業所に配布。事業所の自己点検結果を参考に事業所訪問を実施。

イ 「意思決定支援」に関する研修会を9月11日（水）、10月16日（水）、11月25日（月）に事業所部会と連携して開催。市内の障害福祉サービス事業所の職員が参加。

ウ 成年後見制度を周知するため、2月19日（水）に福祉センターあいくるで「家族信託と成年後見制度の上手な使い方」の講演会を成年後見センターと連携して開催。障害者の家族を中心に50名が参加。

(4) 来年度の取組内容、目標

ア 事業所における虐待防止チェックリストを用いた点検や事業所訪問を実施し、事

業所の虐待防止に向けた取り組み状況を確認するとともに、障害者の権利擁護に向けた取り組みを推進する。

イ 市民に障害者の権利擁護や虐待防止について周知し、理解を促進するため講演会等の開催を予定。

ウ 成年後見支援センター等と連携し、成年後見制度の周知や障害者の権利擁護に関する周知活動を実施。

3 就労支援部会

(1) 構成メンバー

障害当事者団体代表、ハローワーク、地域活動支援センター、特別支援学校、保護者、商工会議所、農業委員会、支援企業、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所及び市（学校教育課及び商工課）

(2) 令和元年度検討事項

ア 課題

(ア) 地元企業を中心に障害者雇用の理解促進を図る必要がある

(イ) B型事業所での作業の拡大や施設外就労など工賃向上につながる取組が必要

イ 目標

(ア) 企業等とのタイアップ方法の検討（セミナーや企業見学会等の開催）

(イ) 就労系事業所の専門性の向上や工賃向上などに活かせる取組の検討

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア 6月3日(月)に部会を開催。各就労系事業所の作業や施設外就労への取組について情報を共有。

イ 8月7日(水)、11月5日(火)にコアメンバー会議を開催。企業見学会・就労移行支援事業所見学会の開催に向けて検討。

ウ 2月25日(火)に「障害者雇用先進企業・就労移行支援事業所見学会」を開催。
丸共通運(株)、ふれあい工房アルゴ(就労移行支援事業所)の見学に4社5名が参加。

(4) 来年度の取組内容、目標

ア 地元企業を中心に障害者雇用の理解促進

イ 就労系事業所の専門性の向上や工賃向上などに活かせる取組を検討

4 こども部会

(1) 構成メンバー

保護者、ほっとまんまピアサポーター、特別支援学校、児童通所サービス事業所、子育て支援センター、相談支援事業所及び市（こども課、学校教育課及び健康課）

(2) 令和元年度検討事項

ア 課題

- (ア) 保護者や各支援機関との連携、情報共有の充実
- (イ) 障害児等を育てている保護者支援の充実
- (ウ) サポートブック普及のため継続的な啓発活動が必要

イ 目標

- (ア) ライフステージをつなぐ一貫した支援、連携の確立
- (イ) 保護者支援のため、ほっとまんまによるピアサポートの実施や茶話会の開催
- (ウ) サポートブック普及啓発活動の継続

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア 7月25日（木）に第1回の部会を開催

- (ア) 「放課後等の居場所や活動場所」について、事業所や親の会を交えた意見交換を実施。福祉サービス以外でいつ、どこで、どのような活動が行われているかを確認。
- (イ) 「医療的ケア児の協議の場」をこども部会に位置付けること、愛知県が集約中の情報も活用しながら検討していくことを確認。
- (ウ) こども部会の構成メンバーから集約した課題を共有。保護者支援や連携、多様なニーズへの対応などに関して意見交換。
- (エ) サポートブックに関する課題確認を保護者や児童の支援機関に行うことを報告。

イ 10月31日（木）に第2回の部会を開催

- (ア) 「放課後等の居場所や活動場所」に関して、こども部会で各団体や事業所等が開催する情報を集約し、関係者に発信することを確認。福祉サービス以外の活動が有効活用できる仕組みを検討。
- (イ) 「医療的ケア児等」について、愛知県医療的ケア児者実態調査の経過を報告。また、医療的ケアを要する児童の居宅訪問型児童発達支援の実践を報告。
- (ウ) 「保護者支援等」について、具体的事例から保護者が相談できる場や関係機関の連携が必要であること、保護者支援のために支援者のスキルアップが必要であ

ることを確認。

- (エ) 「サポートブックのアンケート結果」を報告。今後、こどもの支援により有効な内容や活用方法について検討会を開催していく。

ウ 2月18日（火）に第3回の部会を開催

- (ア) 「医療的ケア児」について、愛知県医療的ケア児者実態調査により、行政、教育、医療等の各機関が回答した結果、市内に10件の医療的ケア児者がいることを確認。今後、愛知県が集約するアンケートのニーズ結果を参考に、具体的な検討をしていくこと、乳幼児期から情報が切れ目なくつながるように関係機関が連携していくことを確認。その他、医療的ケアを要する2名の児童について、課題等を共有。
- (イ) 「保護者支援等」について、対応する取組み状況を確認。各専門的支援のほか、身近な援助者や相談者がいることの大切さを確認。
- (ウ) 「ICF モデル事業」の取組みについて、家庭、教育、福祉が情報の把握と共有をすることで具体的支援につながり、支援者のスキルアップにも効果的であることを確認。

エ 保護者支援

- (ア) 「ほっとまんま・カフェ」と「ほっとまんま相談コーナー（あおぞらひろば）」を月一回開催（8月除く）。11月15日（金）に発達に課題のあるお子さんのご家族のための茶話会を開催。
- (イ) ピアサポーターによる出張相談をにじの学園で実施。前期は、9月5日（木）、6日（金）、9日（月）、10日（火）、11日（水）に母と父を分けて相談。後期は、1月24日（金）、27日（月）、28日（火）、29日（水）、30日（木）に母を対象に相談。
- (ウ) にじの学園を卒園する保護者を対象にぷちサポートブック説明会を1月10日（金）、14日（火）、15日（水）、16日（木）、20日（月）に開催。

(4) 来年度の取組内容、目標

- ア 引き続きライフステージをつなぐ一貫した支援、連携の確立のため、家庭、教育、福祉等の関係機関の更なる連携を促進
- イ 医療的ケア児者の協議の場について、協議内容に応じたメンバーを検討
- ウ 保護者支援の更なる充実のため、ほっとまんまによるピアサポートの実施や茶話

会の開催、支援機関に相談窓口の情報提供等を予定

エ にじの学園と連携し、就園・就学前児童の保護者にぷちサポートブック説明会を開催

5 障害者災害時支援部会

(1) 構成メンバー

民生委員、障害当事者団体代表、特別支援学校、福祉避難所指定障害福祉サービス事業所及び市（高齢介護課及び防災課）

(2) 令和元年度検討事項

ア 課題

- (ア) 地域での避難行動要支援者の支援、発災後の個別支援について、具体的な検討の継続
- (イ) 自閉症等発達障害、知的障害、精神障害者等について、個別の障害や困難さによる避難行動、避難生活の問題点の検証
- (ウ) 避難所運営者をはじめとする行政職員や自主防災会、地域住民に、障害者の存在や基本的な対応方法等の周知

イ 目標

- (ア) 総合防災訓練で障害児者の避難訓練の実施。要配慮者の周知。
- (イ) 避難行動要支援者名簿、個別支援計画について検討

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア 6月12日（水）に第1回の部会を開催。総合防災訓練に参加すること、平成30年度に検証したヘルプカードについて市と共同で普及を図っていくことを確認。

イ 8月25日（日）に開催された総合防災訓練で支援を必要とする障害児者の避難訓練を実施し、避難所内での要配慮者用スペースの確認などを行った。また、ヘルプマークやバンダナ等を身に付けていただくことで配慮や支援を必要としていることの発信、ヘルプカードの試作、検証を実施。要配慮者スペースで防災ボランティアの協力のもと、災害時に必要となるトイレやベッド等について説明。

総合防災訓練に参加した障害者災害時支援部会の関係者は、身体障害者福祉協会5名、みどり会8名、すまいる4名、ハートフルあおみ2名、手をつなぐ育成会2名、碧南高浜聴力障害者協議会21名、ぷちま〜る9名、親子の会カラフル2名、その他2名の合計55名。

ウ 11月13日（水）に第2回の部会を開催。総合防災訓練の振り返りとヘルプカードの作成及び配布、広報へきなんでの周知について確認。避難行動要支援者制度、発災後の避難と福祉避難所について説明を受け、意見交換を実施。

(4) 来年度の取組内容、目標

令和2年度の総合防災訓練（8月30日（日）西端小学校で実施予定）に向け、避難所への避難や地域住民への理解の促進等について検討。

6 地域生活支援部会

(1) 構成メンバー

地域活動支援センター、精神科病院、障害者就業・生活支援センター、保健所、障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所

(2) 令和元年度検討事項

ア 課題

(ア) 地域移行支援、地域定着支援体制の充実

(イ) 親亡き後の生活や地域移行支援の受け皿となるグループホーム等の社会資源不足

(ウ) 個別ケースに応じた精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の実施

イ 目標

(ア) 障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、引き続き地域生活支援拠点ワーキンググループと一体的に検討

(イ) 個別ケースに応じた精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の実施

(ウ) あおみJセンターと連携し、家族懇談会をへきなん福祉センターあいくるにて開催

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア 2月26日（水）に部会を開催。事業所部会の地域生活支援拠点ワーキンググループと一体的に開催してきた経緯を踏まえ、精神障害者の地域移行等をより具体的に検討する目的を確認。平成28年度に把握した「条件が整えば退院可能と見込まれる方」の10件について、今年度確認した経過を報告。10件中、4件が退院し、そのうち1件が地域移行支援を活用して退院したため、実践事例を報告。その他、地域精神保健医療福祉社会資源データベース（ReMHRAD）を活用した入院者数を共有し、退院支援に関して意見交換を実施。

イ 個別ケースに応じた地域移行支援、地域定着支援の実施

ウ あおみJセンターと連携し、家族懇談会を奇数月の第3木曜日にへきなん福祉センターあいくるにて開催

エ ころころの運営

(ア) ころころ運営委員会を偶数月の最終の木曜に開催し、プログラム内容等について協議

(イ) 7月25日（木）及び1月30日（木）にボランティア研修会を開催し、精神障害の理解につながる講習やボランティアの意見交換を実施

(4) 来年度の取組内容、目標

ア 医療機関と連携を図り、入院患者の現状を確認

イ 精神障害者の地域移行、地域定着の個別支援の推進

ウ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討

エ ころころ運営委員会とボランティア研修会を定期的に開催

碧南市地域生活支援拠点 評価シートまとめ（令和元年10月末時点）

＊項目評価は「十分」と思われるものを3、「不十分」と思われるものを1として、3段階で評価。

機能	番号	項目	項目平均	理由	改善点、改善策など	機能別評価
1 相談	1	障害のある方やその家族等からの相談を受け、相談内容に対し、適切な助言、訪問、聞き取りなどを行っている。	2.6	・市内の相談支援専門員が家族・事業所等をつなぐ役割が果たせている。 ・相談の流れが不明瞭なことがあり、家族から相談の流れの質問を受けることがある。	・相談員の数に対して利用者数が多く対応しきれっていない。相談員の増員が必要。	2.5
	2	問題が顕在化する前に対応できる取組を行っている。	2.3	・キーパーソンのいない家族や親も知的障害が疑われる家族に対しての取り組みが弱い。 ・問題が顕在化した後に対応している。	・ネットワーク環境を整える。	
2 緊急時の受け入れ・対応	1	緊急時において24時間365日相談が可能であり、連絡先が明確になっている。	2.2	・実際に365日24時間対応ができるか疑問。 ・当事者、家族にどれだけ認知されているか。連絡先を知らないのではないか。	・当事者、家族に分かりやすいよう広報をする。	1.9
	2	緊急時一時保護先としての施設や機関の受入れの確保など、その後のフォロー体制が十分に取れている。	1.7	・各法人等の協力体制ができていない。 ・設置個所に限りがある。 ・緊急時に他法人につながることは困難ではないか。	・緊急時の受け入れが重複した際の対応を検討。 ・日頃からの連携を図る。 ・本人が外泊や第三者と関わる練習を行う。	
3 体験の機会・場	1	宿泊体験を自立生活に向けて利用できる。	1.8	・ショートステイの予約を取りにくい。 ・宿泊体験は未整備。 ・医療ケアのある人は受け入れ困難。 ・地域移行が行える場所として、ショートステイが機能していない。	・GH一室を体験の場として希望者がローテーションで体験できる仕組み。 ・ショートステイやグループホームの社会資源の充実。 ・事業所内で宿泊体験を検討中。 ・当事者や家族に周知する。	1.9
	2	体験の利用時において、夜間も含めたトラブル等の必要時に訪問・連絡調整のできる体制があり、安心して利用できる。	1.8	・体験の場がない ・発生時の対応等の整備が必要。	・対応手順の周知	
	3	買い物、調理、洗濯などの日常生活の体験を自立生活に向けて行うことができる。	2.2	・体制が取れていない。 ・ニーズに対して支援者が足りない。体験の場の情報が不足。 ・どこで利用できるか周知されていない。	・「いつ」「どこで」「だれが」体験できるのかを明確にして体制を確立する。 ・ヘルパーのニーズ調査を行い、対策を検討。	

機能	番号	項目	項目 平均	理由	改善点、改善策など	機能別 評価
4 専門的 人材の確 保・養成	1	本人の意思を尊重し、自己決定のために丁寧な説明と理解が得られている。	2.4	・事業所や職員によりバラツキがある。日々の業務に追われ、ゆっくりと説明できていないか。 ・知的障害者は保護者の意見で支援することが多い。	・保護者向けの意思決定支援セミナーを開催。 ・AC（アドバンスド・ケア・プランング）Pが必要。 ・事業所内で利用者の意思決定のための会議を月1回開催。	2.4
	2	障害者等の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成するため、専門的な研修等の機会を確保している。	2.3	・現状は基本的な研修を実施。 ・医療ケアの知識がある人材の確保ができていない。	・今後専門的な研修ができるとよい。 ・医療ケアに対応できる専門的人材の育成。	
5 地域の 体制づくり	1	地域自立支援協議会において、地域の課題確認や社会資源の検討などが行われている。	2.5	・各部会で課題の検討をしているが自立支援協議会では活発な議論がされていない。 ・地域課題を検討した結果、施策にも反映。	・各部会で継続的に協議。 ・自立支援協議会で部会の報告ではなく、グループワークの機会があるとよい。 ・地域の資源が「共生型サービス」につながるとよい。 ・取り組みを分かりやすく広報する。	2.4
	2	障害者の権利擁護の視点を大切にしながら、支援できる体制がとれている。	2.5	・地域への啓発が不十分。 ・保護者の権利擁護の意識が低いのではないか。 ・成年後見制度の情報提供や社協の成年後見支援センターを紹介。	・権利擁護や人権尊重の研修の機会を設ける。 ・保護者向けの取組を検討。 ・認知能力の低い保護者にも分かりやすい情報シートを作成。	
	3	教育・医療・就労支援機関等、関係機関と支援関係が確立している。	2.2	・教育、特に医療との連携が不十分。 ・個別ケースで関係職種が集まるが連携体制は不十分。 ・ICFを取り入れ、関係機関との連携が確立、多様な職種が参加。	・介護保険事業所との連携も必要。 ・学校との連携は、学校教育課から各校に情報などを周知。 ・ICFを用いた連携を推進。	

基幹相談支援センター主催研修会

1 目的

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」も見据え、障害のある方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支える支援体制を構築するため、支援者のスキルアップのための研修会を実施する。

2 研修内容等

本人主体の支援とは何か、本人のベストインタレスト（最善の利益）のために、支援者は何をすべきかを学ぶ機会として、「意思決定支援」に関する研修を実施した。

1	日 時：令和元年9月11日（水）10時00分から12時00分まで 講 師：社会福祉法人ぬくもり福祉会 施設長 飯野恭央氏 内 容：意思決定支援における支援のポイント～支援現場の実践を踏まえて～ 参加者：27名
2	日 時：令和元年10月16日（水）10時00分から12時00分まで 講 師：松隈法律事務所 弁護士 松隈知栄子氏 内 容：各ガイドラインにおける意思決定支援に関する確認すべきポイント ～成年後見制度や成年後見人としての実践を踏まえて～ 参加者：20名
3	日 時：令和元年11月25日（月）10時00分から12時00分まで 講 師：社会福祉法人永美福祉会 しらさぎケアホーム サービス管理責任者 野呂大吾氏 内 容：他の事業所は、意思決定支援をどうしているの？ ～ワールドカフェによる情報交換と今後の実践に向けて～ 参加者：25名

3 本研修の考察

受講者アンケートより、約98%の受講者が「参考になった」と回答し、参加者の「気づき」が多い研修であった。思いを聴き、丁寧なアセスメントを行うことや個別支援計画に本人の意思を盛り込むことが必要であること、また、意思決定支援と代行決定の違いを学んだが、支援現場にゆとりがなく、意思決定支援に十分に向き合えない現状も共有した。

家族信託と成年後見制度 の上手な使い方

対象：障害児者及びご家族、支援者、後見制度にご関心のある方

みなさんは、「**家族信託**」をご存知ですか？

障害を持つ子の親亡きあとの対策として、今、注目されている制度です。

「**家族信託**」と「**成年後見制度**」の活用方法について、事例をまじえて分かりやすく解説します。

ぜひお越しください！



講師 **がもう 充生** **みつよし 充良** 先生

「家族信託専門士」認定の司法書士。
ガモウ司法書士事務所（名古屋市中区）にて、家族信託、相続を中心に様々な相談に対応。家族信託に関する勉強会の講師としても活躍中。

日時：令和2年**2月19日（水）**

10時～11時30分

会場：へきなん福祉センター あいくるデイルーム（2階）

（碧南市山神町 8-35）

※駐車場の混雑が予想されますので、
できるだけ乗り合わせをお願いします。

参加無料・**申込不要**
定 員／80 名

お問合せ：碧南市社会福祉協議会 碧南市成年後見支援センター（担当：花井）

電 話：(0566)46-3701 F A X：(0566)48-6522

ご存知ですか??
常時雇用している労働者が45.5人以上の会社は、障害者を
2.2%雇用する義務があります！

障害者雇用、まず知ることから
始めてみましょう！

百聞は一見に如かず！！ パート3

『障害者雇用先進企業・ 就労移行支援事業所見学会』



【昨年の見学先：（有）進工舎】
金属部品加工作業の様子



【昨年の見学先：（株）中西】
瓶のリサイクル作業

日時

令和2年2月25日(火) 9時～12時
午前中半日程度の見学を予定、バスにて移動します。

集合場所

碧南市役所駐車場
(碧南市松本町28)

対象

障害者雇用に関心のある企業の人事・
採用ご担当者様や現場の責任者様など

内容

・丸共通運 (輸送・物流事業)
碧南市港本町1-19
・ふれあい工房アルゴ (就労移行支援事業)
碧南市丸山町5-25-3
上記1社・1事業所の見学会。

参加費

無料

定員

15名

〆切

2月18日(火)

※1企業複数名参加可。
ただし、定員に達した際には調整させていただく場合があります。

申込み

裏面申込書にご記入の上、
FAXにてお申込みください。

企業見学会は大
変参考となり、
多くの企業に参
考になると思う

現場でのちょっ
とした工夫や、
コツを見ることが
できた

昨年参加された
企業の担当者様の
ご意見

当事者への自然
な形でのサポー
トが分かった

採用時の配慮
の参考になっ
た！

【障害者雇用企業・就労移行支援事業所 見学会参加申込書】

会社名:	申込み人数:	
担当者名:	人	
所在地:		
電話番号:		
従業員数:	人	(現在の)障害者雇用者数: 人
その他、質問などありましたらお書きください。		

■上記項目にご記入の上、FAXにてご送付ください。締め切りは2月18日(火)です。

障害者雇用企業見学会について

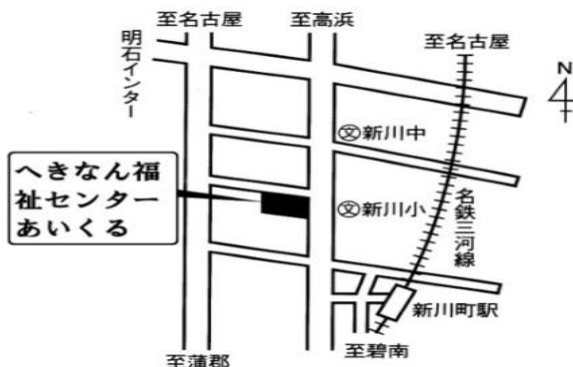
昨年度、大好評だった『障害者雇用企業見学会』。今年度も開催します。

市内にある企業様に障害者雇用に関して関心を高めてもらうため、碧南市地域自立支援協議会 就労支援部会にて検討をしてきました。

見学先は地元企業の中でも先進的に障害者雇用をされている丸共通運(株)様です。また、今年度はふれあい工房アルゴ様(就労移行支援事業所)の見学も合わせて行い、こういった形で障害者の方たちがジョブトレーニングなどを行っているか見学していきたいと思います。

貴社の参考にできるところがたくさん発見できると思います。

ぜひ、この機会をお見逃しなく。皆様からのご参加お待ちしております。



【連絡先・問合せ先】

社会福祉法人 碧南市社会福祉協議会

(担当: 小島・野中)

〒447-0869 愛知県碧南市山神町8-35

(へきなん福祉センターあいくる内)

電話: 0566-46-3701

FAX: 0566-48-6522

Email: soudanshien@hekinan-shakyo.jp

・名鉄三河線 新川町駅から徒歩5分

保護者支援等について

今年度の部会で挙げられた課題に対して、現在対応している取組みを以下のとおりまとめました。

1 保護者支援

	取組み	内容
1	子どもの発達に関する相談	18歳未満のお子さんの保護者等で発達に関して気になる事や悩みをかかえている方の相談。
2	発達相談「こっこ」	上記の方で、関係機関から紹介のある方に過程でできることの提案や必要に応じて関係機関へ情報を提供。
3	研修会「楽しい親子関係づくり講座（ペアレントプログラム）」	子どもの「行動」のしくみを理解して、具体的ななかかわり方を工夫することで、子どもの発達にプラスの効果をもたらすことを目的とする。全6回コースで10名まで。
4	ほっとまんま （障害児等をもつ保護者によるピアサポート）	ほっとまんまカフェ（毎月1回） 保護者同士の交流の場を提供。
		発達に課題のあるお子さんのご家族のための茶話会（年1回） 勉強の機会と交流の場を実施。
		にじの学園で出張相談を9月と1月に実施。
5	きっずサービスガイド	近隣市を含む、児童通所支援等の事業所を掲載。支援者から保護者に分かりやすい情報が届くことを目的に作成。

＊1～3は福祉課発達支援係が実施。4、5は基幹相談支援センターが実施。

上記の他、碧南市教育委員会の教育相談室での相談や各福祉サービスによる支援者との相談なども、保護者支援につながっている。

2 支援者支援

	取組み	内容
1	各施設の巡回支援	保育園、幼稚園、学校等へ作業療法士と言語聴覚士が巡回しアドバイス。令和元年度より、児童クラブへの巡回支援も実施。
2	児童発達支援ネットワーク研修	基礎研修、中級研修、応用研修（令和3年度以降に実施）と三段階に分けて実施。
3	社会資源の情報提供	発達支援係や基幹相談支援センターが支援者へ情報提供を実施。
4	児童支援者のための支援マップ	各種制度やサービス、相談窓口などの情報を掲載。

＊1、2は、福祉課発達支援係が実施。4は、基幹相談支援センターが実施。

3 親子支援

	取組み	内容
1	親子支援事業	発達が気になる2、3歳の子どもとその保護者。週1回（5か月間）年間5クール実施。

＊福祉課発達支援係が実施。

4 保護者支援、支援者支援

	取組み	内容
1	サポートブック	保護者が子どもの特性や特性を記載し、支援者などに知ってもらうための情報を記録。 毎年1月ににじの学園にて卒園児の保護者を対象にほっとまんまピアサポーターの協力を得てサポートブック説明会を実施。

＊サポートブックの様式を福祉課ホームページに掲載。

5 連携

	取組み	内容
1	ICF を活用した地域支援体制づくり	令和元年度、ICF に関する研修を実施。モデルの3ケースで ICF ツールを活用し、家庭、教育、福祉が連携することで支援の充実を図り、こどもが生活しやすくなることを目的とする。
2	基幹相談支援センター	教育と福祉の連携のため、児童通所支援サービスを利用する児童・生徒の一覧を作成し、各校の特別支援教育コーディネーターに配布。今後、毎年度5月に更新したリストを配布する。 サービス担当者会議への協力や学校が作成する個別の支援計画等の活用について依頼。個別ケースに応じた関係機関との調整会議の実施（障害児相談支援）。

＊ 1 は、令和元年度はモデル事業として福祉課発達支援係が実施。

18

碧南市に住民票がある患者の精神科病院入院者数

* 地域精神保健医療福祉社会資源分析データベース (ReMHRAD) より
(2018年6月30日時点の患者数)

入院期間：3か月以上1年未満			
病院住所	入院者数(人)	入院者数(65歳未満/人)	入院者数(65歳以上/人)
愛知県 刈谷市	7	6	1
愛知県 安城市	7	3	4
愛知県 東浦町	3	0	3
愛知県 半田市	2	1	1
愛知県 豊田市	2	2	0
愛知県 瀬戸市	1	1	0
愛知県 豊明市	1	0	1
愛知県 南知多町	1	0	1
合計	24	13	11

入院期間：1年以上			
病院住所	入院者数(人)	入院者数(65歳未満/人)	入院者数(65歳以上/人)
愛知県 安城市	11	6	5
愛知県 刈谷市	9	4	5
愛知県 岡崎市	5	2	3
愛知県 幸田町	4	0	4
愛知県 名古屋市南区	2	0	2
愛知県 半田市	2	2	0
愛知県 東浦町	2	1	1
神奈川県 横浜市旭区	1	0	1
愛知県 名古屋市守山区	1	0	1
愛知県 豊田市	1	1	0
愛知県 大府市	1	0	1
愛知県 豊明市	1	1	0
佐賀県 武雄市	1	0	1
合計	41	17	24